

基本的な障害者施策の方向

I. 基本編

1. 障害のある人の生活の質の向上

オーダーメイドの個別支援システムの構築

- ・個別支援計画に基づく支援システムづくり
- ⇒ 生まれたときから成人まで、一貫した個別支援計画に基づく支援システムづくりなど

本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実

- ・自立支援協議会の活性化
- ⇒ 県が地域自立支援協議会の活動に積極的に関与し活動の充実・活性化を図るなど
- ・相談支援体制の充実
- ⇒ 各相談機関の集約化や連携による総合的な相談窓口の整備など
- ・福祉サービスの充実
- ⇒ 多様なサービス基盤の整備など

特別支援教育の充実

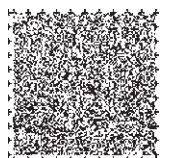
- ・地域で共に学ぶための環境整備
- ⇒ 地域で共に育ち、共に学んでいける体制整備など
- ・特別支援教育の充実に向けた取り組み
- ⇒ 人員の配置や専門性の向上及びハード面の整備による機能強化など
- ・進路指導の充実と職場開拓の促進
- ⇒ 企業や福祉との連携による職業教育の充実など
- ・特別支援学校卒業後の自立プログラム
- ⇒ 卒業後、就職するまでの間の社会適応訓練のなど

住まいの確保

- ・グループホーム、ケアホームの質・量の充実
- ⇒ グループホーム、ケアホームの確保に向けた補助など
- ・障害のある人向け住戸の確保
- ⇒ 公営住宅における障害者向け住戸の確保及び賃貸住宅への入居サポートなど

障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実

- ・ショートステイ床の確保
- ⇒ 必要数を見極めたショートステイ床の確保など
- ・在宅サービスの充実
- ⇒ 訪問看護、ホームヘルプサービス及び地域の医師による往診の実現など
- ・レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進
- ⇒ 医療従事者及び広く県民に対する普及・啓発な



2. 障害のある人の社会参加と就労の促進

企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

- ・障害のある人の社会参加の促進
 - ⇒ スポーツや芸術・文化活動による相互交流と理解の促進など
- ・障害のある人の就労に向けた支援
 - ⇒ 在宅就労などの多様な働き方を広めるなど
- ・障害福祉版アドプトプログラム
 - ⇒ 障害福祉施設などが地域の企業などと協定を結び、定期的に交流する障害福祉版アドプトプログラムの構築など
- ・「ものづくり」における農工との連携
 - ⇒ ものづくりに取り組む障害者社会福祉法人に対して、技術指導、販売機会の確保など

障害者雇用モデルの確立

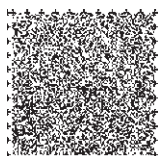
- ・県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
 - ⇒ 県が企業と福祉分野の掛け橋となって、実践を通じた障害者雇用モデルの創出など
- ・事業所としての県庁の雇用実践
 - ⇒ 県庁自体が一つの事業所として、委託業務の活用や職場実習の受け入れによる就労支援に取り組むなど
- ・福祉的就労への支援
 - ⇒ 「工賃倍増計画」に基づく事業所への支援など
- ・企業による障害者雇用の推進
 - ⇒ 特例子会社の設置を働きかけるなど

公的機関による障害者応援システムづくり

- ・公的機関の発注拡大
 - ⇒ 障害者施設からの物品購入や役務の調達を進める
- ・公的機関・大企業によるインターンシッププログラム
 - ⇒ 公的機関や企業が障害のある人の社会体験やインターンを受け入れる仕組みづくり

障害者の所得の確保

- ・各種障害者手当・年金等の充実
 - ⇒ 国に対して手当や年金の給付水準の向上を積極的に要望



3. 障害のある人の安心の確保

障害者医療の充実

- ・障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
- ⇒ 障害者医療のネットワークの構築に向けた検討や地域の診療所への支援
- ・重症心身障害児(者)への支援
- ⇒ 医療との連携を図り、緊急時にも対応できる施策の充実など
- ・障害者医療の充実と福祉と医療の連携
- ⇒ 福祉と医療、保健の連携を強化及びリハビリテーション、医療受診体制の整備など

総合的なバリアフリーの推進

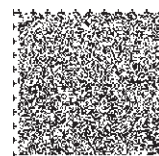
- ・ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進
- ⇒ 交通機関や公共施設等のハード面及び情報伝達等ソフト面の両面からバリアフリー化を推進など

防災・防犯対策の充実

- ・防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
- ⇒ 緊急通報システムの整備など
- ・防災・防犯体制の向上
- ⇒ F A X110番等の周知と効果的な活用の啓発など
- ・コミュニティにおける防災・防犯体制の強化
- ⇒ コミュニティーにおける連携の強化

相互理解の推進と権利擁護

- ・相互理解のための広報啓発の推進
- ⇒ 広報啓発や相互交流による理解の促進など
- ・国際交流の推進
- ⇒ 福祉に関する国際的視察団の受け入れや国際フォーラムへの参加など
- ・権利擁護のための施策の充実
- ⇒ 相談支援を通じて、障害のある人への人権侵害事案の防止や早期発見、救済できる体制整備など
- ・事業所・病院等への指導の強化
- ⇒ 福祉施設や精神科病院に対する指導の強化など



Ⅱ. 障害種別ごとの取り組み

身体障害のある人に係る施策の充実

- ・「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ・多様な働き方の創出と賃金水準の向上
- ・コミュニケーション支援の充実

知的障害のある人に係る施策の充実

- ・家族のサポート体制の充実及び地域の住まいづくり
- ・地域の住まいづくり
- ・就労の促進と収入の向上
- ・福祉サービスの質・量の充実

精神障害のある人に係る施策の充実

- ・医療機関との連携による相談支援体制の構築
- ・社会参加と就労の促進

重複障害のある人に係る施策の充実

- ・重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化
- ・ショートステイ床の確保
- ・在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備
- ・レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

発達障害のある人に係る施策の充実

- ・早期発見・早期療育の実現に向けた体制づくり
- ・障害への理解に関する普及・啓発

高次脳機能障害のある人に係る施策の充実

- ・高次脳機能障害者及びその家族に対する支援の強化
- ・障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発

